

申請書・2 固定資産(土地・家屋)証明等交付申請書

納税課申請用

※ ※ ※ 裏面の注意事項を読んでから申請してください。 ※ ※ ※

① 申請者(窓口に来た人) * 窓口に来た方の本人確認をさせていただきます。

住所 (現住所)			
電話	()	証明される人との関係に ○ してください。 (裏面の注意事項も確認してください。)	
フリガナ			
氏名	1 本人		
	2 藤沢市内在住で、住民票上同一世帯の親族		
	3 相続人		
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	4 その他 ※委任状等が必要です。
※ 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度に使用する場合、手数料が免除の対象となります。 新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度に使用しますか？ (<input type="checkbox"/> はい) 「支援制度名」と「提出先」をご記入ください。 * チェックをつけると証明にスタンプが押されます。 支援制度名 () 提出先 ()			受付(事務欄)

② 誰の証明が必要ですか？ *対象の方の住所・名前・(生年月日)を書いてください。

個人	住所				
	フリガナ		フリガナ		
	氏名		氏名		
	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	生年月日	明・大・昭・平・令
法人	所在地			法人実印 ⓐ	
	法人名				

③ 必要な証明 * 必要な年度を記入してください。

A 評価証明	最新年度・過年度(平成・令和)年度	土地	全部・一部	通
		家屋	全部・一部	通
B 公課証明	最新年度・過年度(平成・令和)年度	土地	全部・一部	通
		家屋	全部・一部	通
C 滅失証明	昭和・平成・令和()年頃 おおよその取り壊し時期をご記入ください。	家屋	全部・一部	通
* 一部の物件の証明が必要な方は所在地番や家屋番号をご記入ください。 物件が特定できない場合は証明書をお出しできないことがあります。 (所在地番) 藤沢市 (家屋番号)		附近価格 <input type="checkbox"/> 必要 (評価証明書のみ対応可) 必要な地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> その他()		
D 名寄帳兼(補充)課税台帳	最新年度・過年度(平成・令和)年度 平成28年度から最新年度まで申請できます。	単独・共有		通
E 無資産証明	最新年度・過年度(平成・令和)年度 平成28年度から最新年度まで申請できます。	通		

* この下は書かないでください。(事務欄)

評価	土家	通	筆棟	00 円	本人確認	(1点確認) マイナンバー 免許証 宅建 パスポート 在留カード 障手	検索
公課	土家	通	筆棟	00 円		(2点確認) 社員証 資格(保) 年金 弁 司 司補 税 行 土家	
滅失		通	件	00 円		(3点以上) 診察券 銀行 クレカ その他() 聴聞	
名寄		通		00 円			
無資産		通		00 円			
合計	通	件	円		預り金額	おつり	ナンバリング
							No.

◎ 申請時の注意事項(申請前に必ずお読みください。)

<p>委任状は原本を提出してください。ただし、委任事項が複数ある場合や、委任事項</p> <ul style="list-style-type: none">● に原本還付の旨が記載されている委任状については、原本を提示の上、写しを提出してください。
<ul style="list-style-type: none">● 媒介契約書にて証明書を取得される場合は、媒介契約書の写しを提出してください。
<p>相続人の方が申請される場合は、相続人であることがわかる書類(除籍や戸籍等)</p> <ul style="list-style-type: none">● の写しの提出が必要です。ただし、藤沢市に代表相続人や納税管理人の届出をしている場合は提出不要です。
<ul style="list-style-type: none">● 藤沢市外にお住まいで住民票上同一の世帯員の方の証明が必要な場合は、委任状又は続柄が省略されていない住民票の写しの提出が必要です。
<p>法人の証明書が必要な場合は、申請書又は委任状に法人実印(設立時に法務局に</p> <ul style="list-style-type: none">● 届出している印)の押印が必要です。申請者が代表者本人であっても押印は必要です。
<ul style="list-style-type: none">● 借家の証明書が必要な場合は、賃貸借契約書の写しを提出してください。
<ul style="list-style-type: none">● 証明が必要な年度の1月1日と所有者が異なる場合は、所有者が変更となったことがわかる書類(登記簿謄本や売買契約書)の写しの提出が必要です。
<ul style="list-style-type: none">● 所有している固定資産の一部の証明が必要な場合に、該当する地番や家屋番号が不明なときは、証明書が発行できないことがあります。